

J A M 政策NEWS

2015年10月1日 第2016-06号

【発行】J A M

【発行責任者】河野哲也

【編集】総合政策グループ

TEL 03-3451-2425

E-Mail : seisaku.seiji@jam-union.jp

10月から変わります！

労働

①（9月30日から）改正労働者派遣法施行

3年ごとに人を代えれば、同じ仕事を派遣労働者に任せ続けることができる。

②労働契約申し込み「みなし」制度施行（2012年改正）

派遣先が違法派遣と知りながら派遣労働者を受け入れている場合、違法状態が発生した時点で、派遣先が派遣労働者に対して労働契約の申し込みをしたものとみなす。

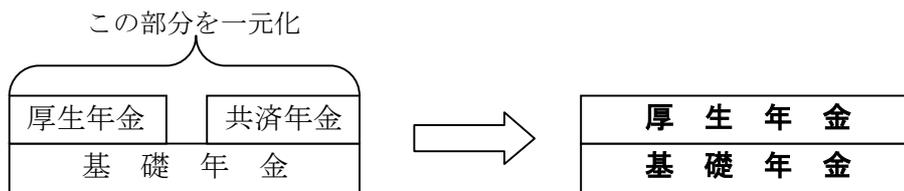
③最低賃金引き上げ

全国平均は18円増の798円に。

年金

①被用者年金制度の一元化

厚生年金に、公務員・私学職員も加入し、2階部分の年金は厚生年金に統一する。遺族年金の転給制度、老齢給付の在職支給停止額等、厚生年金と共済年金との制度間の差異は厚生年金に揃える。



②10月の賃金から厚生年金の保険料率引き上げ

0.354ポイント引き上げられ、17.828%。負担は労使折半。

③国民年金の保険料後納期間が5年に短縮

9月30日までは、納め忘れた保険料を後払いできる期間が過去10年分だったが、10月1日からは過去5年分に短縮。

個人情報

①マイナンバー通知開始

2016年1月からのマイナンバー制度運用に向けて、10月～11月に12桁の番号の通知が始まる。